

定款変更認証申請書

平成25年8月26日

沖縄県知事 殿

特定非営利活動法人アルコール・薬物
依存症リハビリセンター琉球G A I A
理事長 鈴木 文一
電話番号 098-831-2174



下記のとおり定款を変更することについて、特定非営利活動促進法第25条第3項の認証を受けたいので、申請します。

記

1. 変更の内容

旧（現行）	新（変更後）
<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市字識名1102番地16に置く。</p> <p><u>2 この法人は、従たる事務所を沖縄県糸満市字北波平291番地の2に置く。</u></p> <p>(会費)</p> <p>第8条 会員は、総会において定めるところにより会費を納入しなければならない。</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第9条 正会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2) 団体が解散または破産したとき。又は本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。</p> <p>(3) <u>継続して2年以上会費を滞納したとき。</u></p> <p>(4) 除名されたとき。</p> <p>(拠出金品の不返還)</p> <p>第12条 <u>すでに納入した会費、その他拠出金品は会員資格を喪失しても返還しない。</u></p>	<p>(事務所)</p> <p>第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県那覇市字識名1102番地16に置く。</p> <p>(会費)</p> <p>削除</p> <p>(会員の資格喪失)</p> <p>第8条 正会員が各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。</p> <p>(1) 退会届の提出をしたとき。</p> <p>(2) 団体が解散または破産したとき。又は本人が死亡し、または失踪宣告を受けたとき。</p> <p>(3) 除名されたとき。</p> <p>(拠出金品の不返還)</p> <p>第11条 <u>すでに納入した拠出金品は会員資格を喪失しても返還しない。</u></p>



旧（現行）	新（変更後）
<p>(権能)</p> <p>第22条 総会は次の事項を議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 事業計画及び収支予算</p> <p>(4) 事業報告及び収支決算</p> <p>(5) <u>会費の額</u></p> <p>(6) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(7) 解散における残余財産の帰属</p> <p>(8) 会員の除名</p> <p>(9) その他運営に関する重要事項</p>	<p>(権能)</p> <p>第21条 総会は次の事項を議決する。</p> <p>(1) 定款の変更</p> <p>(2) 解散及び合併</p> <p>(3) 事業計画及び<u>活動予算</u></p> <p>(4) 事業報告及び<u>活動決算</u></p> <p>(5) 役員を選任又は解任、職務及び報酬</p> <p>(6) 解散における残余財産の帰属</p> <p>(7) 会員の除名</p> <p>(8) その他運営に関する重要事項</p>
<p>(総会の書面表決権)</p> <p>第28条 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p> <p>2 前項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条、次条第1項第2号、第49条、第50条第2項及び第52条の規程の適用について出席したものとみなす。</p>	<p>(表決権等)</p> <p>第27条 <u>各正会員の表決権は、平等なるものとする。</u></p> <p>2 総会に出席しない正会員は、あらかじめ通知された事項について、書面又は代理人をもって表決権を行使することができる。</p> <p>3 前項の規定により表決権を行使する正会員は、前2条、次条第1項第2号、第49条、第50条第2項及び第52条の規程の適用について出席したものとみなす。</p>
<p>(資産の構成)</p> <p>第38条 この法人の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) <u>会費</u></p> <p>(3) 寄付金品</p> <p>(4) 事業に伴う<u>収入</u></p> <p>(5) 資産から生じる<u>収入</u></p> <p>(6) その他の<u>収入</u></p>	<p>(資産の構成)</p> <p>第37条 この法人の会計は、次の各号に掲げるものをもって構成する。</p> <p>(1) 設立当初の財産目録に記載された資産</p> <p>(2) 寄付金品</p> <p>(3) 事業に伴う<u>収益</u></p> <p>(4) 資産から生じる<u>収益</u></p> <p>(5) その他の<u>収益</u></p>
<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う収支予算は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>	<p>(事業計画及び予算)</p> <p>第42条 この法人の事業計画及びこれに伴う<u>活動予算</u>は、代表理事が作成し、総会の議決を経なければならない。</p>

旧（現行）	新（変更後）
<p>（暫定予算）</p> <p>第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<u>準じ収入支出</u>することができる。</p> <p>2 前項の<u>収入支出</u>は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。</p>	<p>（暫定予算）</p> <p>第43条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、代表理事は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に<u>準じ収益費用を講ずる</u>ことができる。</p> <p>2 前項の<u>収益費用</u>は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。</p>
<p>（予備費）</p> <p>第45条 予算超過又は予算外の<u>支出</u>に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>	<p>（予備費）</p> <p>第44条 予算超過又は予算外の<u>費用</u>に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。</p> <p>2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。</p>
<p>（事業報告及び決算）</p> <p>第48条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び<u>収支計算書</u>の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なく作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 この法人の決算に余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>	<p>（事業報告及び決算）</p> <p>第47条 この法人の事業報告書、財産目録、貸借対照表及び<u>活動計算書</u>の決算に関する書類は、代表理事が事業年度終了後に遅滞なく作成し、監事の監査及び理事会の議決を経た上、当該事業年度終了後の通常総会の議決を経なければならない。</p> <p>2 この法人の決算に余剰金が生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。</p>
<p>（定款の変更）</p> <p>第49条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ<u>法第25条3項に規定する軽微な事項を除いては、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>	<p>（定款の変更）</p> <p>第48条 この定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経て、かつ<u>法第25条3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。</u></p>
<p>（事務局とその職員）</p> <p>第55条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く。</p> <p>2 事務局は所要の職員をおき、代表理事の指揮下に置かれる。</p>	<p>（事務局とその職員）</p> <p>第54条 この法人は、事務を処理するため事務局を置く<u>ことができる。</u></p> <p>2 事務局は所要の職員をおき、代表理事の指揮下に置かれる。</p>

旧（現行）	新（変更後）
附則 1～6省略	附則 1～6省略 7 この定款は、平成 年 月 日（定款変更 <u>認証日）から施行する。</u>

2. 変更の理由

- ・第2条について 従たる事務所として記載していたが、実質的には事務所機能を有していないので、実態との整合性を図るため。
- ・第8条について 実際には会員からの会費の徴収を行っておらず、また、今後も会費は徴収しないこととしたので、実態との整合性を図るため。
- ・第9条について 第8条の変更に伴い関連する部分の変更のため。
- ・第12条について 第8条の変更に伴い関連する部分の変更のため。
- ・第22条について 第8条の変更に伴い関連する部分の変更のため。
- ・第28条について 正会員の表決権が平等であることを明記するため。
- ・第38条について 第8条の変更に伴い関連する部分の変更のため。特定非営利活動促進法改正に伴う変更のため。
- ・第43条について 特定非営利活動促進法改正に伴う変更のため。
- ・第44条について 特定非営利活動促進法改正に伴う変更のため。
- ・第45条について 特定非営利活動促進法改正に伴う変更のため。
- ・第47条について 特定非営利活動促進法第25条3項の改正に伴う変更のため。
- ・第48条について 特定非営利活動促進法改正に伴う変更のため。
- ・第55条について 事務局の設置に関して選択できるようにするため。